

要保存

横浜市立生麦中学校
校長 阿部 康彦

大規模地震等における児童生徒に対する処置

日頃から、本校の学校教育活動に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
本校では横浜市で作成されたマニュアルを基に、大規模地震における児童生徒に対して
次のような対応をいたしますので、よろしく願いいたします。

A 大規模地震警戒宣言が発令された場合

①登校前に警戒宣言が発令された場合	学 校・・・休業とします。 保護者・・・登校させないでください。
②登校途中に警戒宣言が発令された場合	学 校・・・休業とします。登校した生徒は、学校で保護します。周辺の状況等によっては、教職員の指導のもと、帰宅する措置を講じる場合もあります。 保護者・・・生徒を学校で保護している場合は、引き取りに来てください。
③始業後に警戒宣言が発令された場合	学 校・・・原則として授業を打ち切り、生徒は学校で保護します。周辺の状況等によっては、教職員の指導のもと、帰宅する措置を講じる場合もあります。引き取りについては②と同じです。
④下校時に警戒宣言が発令された場合	生 徒・・・下校途中の生徒は、できるだけ早く帰宅してください。 生徒をとどめる場合は②と同じです。
⑤始業時前後に警戒宣言が解除された場合	学 校・・・朝6時までに解除された場合は通常通り。 朝6時以降に解除された場合は休校とします。

B 大規模地震が発生した場合

①登校前に大規模地震が発生した場合	保護者・・・登校させないでください。
②登校途中・下校途中に大規模地震が発生した場合	生 徒・・・学校か自宅か、自分の判断で危険の少ない方に向かってください。生徒が登校した場合は、学校で保護します。 保護者は学校へ引き取りに来てください。
③登校後に大規模地震が発生した場合	学 校・・・生徒は学校で保護します。二次災害の危険が予想される場合は、広域避難場所（子安台公園）に移動します。保護者は、学校または広域避難場所（子安台公園）へ引き取りに来てください。

C 富士山等の噴火による火山災害への対応

①降灰予報の発表	午前6時時点・・・臨時に休校となります。登校させないでください。 午前6時以降・・・生徒が登校している場合は、引き取りに来てください。
②休校期間について	降灰が継続しているあいだは、「休校」となります。

※ 学校から連絡することは難しいと思われる場合もあります。保護者の判断で引き取りに来てください。

※降灰量が軽微であるなど、生徒の安全・活動に支障がない場合は教育活動の継続・再開をすることもあります。